
令和 6 年度高島市の育英資金貸付募集要項 (令和 7 年度貸付開始)

高島市では、大学や高等学校等に進学する方を対象とした育英資金貸付制度（全て無利子・貸与型）を 3 種類設け、学生への経済的な支援を行っています。

令和 6 年度における各育英資金の貸付けを希望する場合は、本募集要項を確認の上、受付期間内に申請書類に必要書類を添え、在学している学校を経由して申請してください。

なお、令和 6 年度からの募集では、入学時に限り貸付金を増額する「入学一時金」制度や、市内定住・市内事業所等への就労を要件とした、返還時の「半額免除制度」を創設し、支援内容を拡充しています。制度の詳細については、「市内定住・就労者等への育英資金半額免除制度について（別紙）」と併せて、Q & A もご覧ください。

1. 趣旨

(1) 高島市育英資金

教育の経済的負担を補い、人材育成を図ることを目的として、旧マキノ町、旧朽木町、旧安曇川町、旧高島町への寄付金により「高島市育英資金貸付基金」を設置し、市内出身の進学希望者へ貸付けを行っています。

(2) 高島市清水安三育英資金

旧新旭町北畑出身の清水安三氏は、同志社大学で学ばれた後、宣教師として中国に渡り教育に尽力され、「北京の聖者」と称されました。終戦後、帰国して東京都町田市に桜美林学園を創立し、新旭町においても郷土のために美世図書館を開設するなど人材育成に専念されました。昭和 60 年、優れた人材と向学心に燃える後進育成のために寄附された資金を基に「高島市清水安三育英資金貸付基金」を設置し、市内出身の進学希望者へ貸付けを行っています。

(3) 高島市高島屋奨学金育英資金

株式会社高島屋の始祖である飯田儀兵衛氏（今日の高島屋の繁栄を築き上げた飯田新七氏の義父）が旧今津町出身であることにちなんで、高島屋から創業 150 周年記念事業の一環として、将来有為な人材育成のため奨学資金が寄贈されました。この寄附金を基に、財団法人高島屋奨学金高島育英会が設立され、人物・学力とも優秀な資質を持ちながら経済的理由により修学することが困難な者に対し、貸付けが行われてきました。合併後は、これを原資とした「高島市高島屋奨学金育英資金貸付基金」を設置し、市内出身の進学希望者へ貸付けを行っています。

2. 貸付けについて

(1) 貸付け対象

- ① 市内に居住する方または市内に居住する者と生計を一にする方で、令和 7 年度に下記
②の表に掲げるいずれかに該当する学校への入学を希望、または、在学中の方

② 学校の区分

区分	対象の学校	利用可
高校等	高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、 高等専門学校、特別支援学校（高等部に限る。）	高島市育英資金、高島市高 島屋奨学金育英資金
大学等	大学院、大学、短期大学、専修学校（専門課程 で修業年限 2 年以上に限る。）	高島市育英資金、高島市清 水安三育英資金、高島市高 島屋奨学金育英資金

③ 他から同種類の育英資金等の貸付けまたは給付を受けていない方

※日本学生支援機構の奨学金や他の団体が実施する各種奨学金制度を受けている場合、本市の育英資金貸付制度をご利用いただくことができません。

(2) 貸付けの金額

育英資金	区分	貸付金(月額)	一時金(入学時)※
高島市育英資金	高校等	3 万円	10 万円
	大学等	5 万円	10 万円または 20 万円
高島市清水安三育英資金	大学等	5 万円	10 万円または 20 万円
高島市高島屋奨学金育英資金	高校等	3 万円	10 万円
	大学等	5 万円	10 万円または 20 万円

※…希望者のみ

(3) 貸付方法

貸付確定後、奨学生本人の預金口座に振り込みます。

振込時期：年に 2 回（4 月、9 月）

(4) 貸付期間

修学する学校の正規の修学期間

(5) 貸付利率

無利子

3. 返還について

(1) 返還期間

15 年（うち、1 年間の据置期間を含む。）

貸付期間終了後、1 年の据置期間を経て 14 年以内に返還する必要があります。

(2) 返還方法

月賦（毎月）、半年賦（9 月、3 月）、年賦（3 月）

※随時、繰上げ返還することができます。（ ）内は支払い月です。

(3) 延滞利子

正当な理由なく返還すべき日までに返還しなかった場合、年 10.00%の割合で計算した延滞利子を求めることがあります。

(4) 返還の猶予または免除

奨学生であった方が、次のようなケースに該当するとき、その理由に応じて育英資金の返還を猶予または免除が認められる場合があります。（申請書の提出が必要です。）

① 返還の猶予

次に該当する場合、その期間中の返還を猶予することができます。

ア 貸付期間終了後、引き続き修学しているとき。

イ 疾病、負傷、災害その他やむを得ない理由があると認められるとき。

② 返還の免除

次に該当する場合、返還未済額の全部または一部を免除することができます。

ア 死亡したとき。

イ 心身の障害のため労働能力を喪失し、返還不能と認められるとき。

ウ その他やむを得ない理由により返還不能と認められるとき。

エ 最終学校を卒業後、5 年間継続して市内に居住し、その間市内の事業所等に勤務していると認められるとき。（新設※）

※エは、その他の免除要件を全て満たした場合に、貸付金額の 2 分の 1 の返還を免除する制度です。事前申請が必要です。（詳細は、「市内定住・就労者等への育英資金半額免除制度について（別紙）」ご確認ください。）

4. 申請について

(1) 受付期間

育英資金	申請受付時期	決定時期
高島市清水安三育英資金	令和6年 6月 10日～令和6年 6月 21日 申請締切日：令和6年 6月 28日（必着）※1 (選考方法) 所得審査、作文試験および面接試験※2	9月下旬
高島市高島屋奨学金育英資金	令和6年 11月 1日～令和6年 11月 19日 申請締切日：令和6年 11月 26日（必着）※1 (選考方法) 所得審査、書面審査※2	1月頃
高島市育英資金	令和7年 1月 20日～令和7年 2月 14日 申請締切日：令和7年 2月 19日（必着）※1 (選考方法) 所得審査、書面審査※2	3月上旬

※1 教育総務課への到着期限です。

※2 清水安三育英資金は、作文試験および面接試験が必須となります。その他の育英資金貸付制度についても、募集状況に応じ、作文試験および面接試験を実施する場合があります。

(2) 申請に必要な書類

準備	✓	必要書類	取得可能場所
申請者が準備するもの	☐	育英資金貸付申請書（様式第1号） 【全員】 ・連帯保証人は、申請者の保護者（親権者または後見人）か、申請者と生計を一にする方のうち、所得の高い方としてください。	・高島市ホームページ
	☐	住民票の写し（世帯全員分） 【全員】 ・申請者および連帯保証人と生計を一にする家族全員分 ・記載事項：続柄（本籍・個人番号は、不要です。）	・高島市役所 市民課 各支所
	☐	所得証明書（令和5年所得分） 【全員】 ・連帯保証人の家族全員分 ただし、収入がない、または中学生以下の方は、不要です。	・対象のコンビニエンスストア※4
	☐	修学年限を確認できる書類 【専修学校進学者のみ】 ・専修学校のパンフレットや募集要項、学校HP等のコピー	
学校が準備するもの	☐	奨学生推薦調書（様式第2号） 【全員】 ・申請書を経由する学校（在学校または直近の卒業校）の校長名で発行してください。	
	☐	成績証明書（学校所定の様式） 【全員】 ・申請書を経由する学校（在学校または直近の卒業校）で発行してください。 ・中学校および高校3年生の成績については、「様式第2号」の記入例をご覧ください。	

※3 市外通学・卒業生の方が申請する場合、教育総務課へご連絡ください。（Tel 25-8558）

5. 選考について

(1) 選考のスケジュール

所得審査後、作文試験・面接試験または書面審査を実施します（選考内容は、育英資金により異なります。）。その後、審査委員会で適格度の高い方から貸付予定者を決定します。審査結果は、本人あてに直接通知します。

〈スケジュール〉時系列→

種別	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌4月
清水安三	募集	作文提出	面接試験 審査会	結果通知							在学証明書等提出（4月上旬） 貸付確定（4月中旬） 第1回目振込（4月末日）
高島屋						募集	審査会※	結果通知			
高島市								募集	審査会※	結果通知	

※募集状況により作文試験および面接試験を実施する場合は、別途事前に通知します。

(2) 作文試験・面接試験（清水安三育英資金・その他募集状況により実施）

清水安三育英資金では、作文および面接試験を実施しています。

その他の育英資金で作文試験・面接試験を実施する場合の日程や詳細については、所得審査後に対象者へ別途通知します。

〈作文試験（清水安三育英資金）〉

- ・ 課題：将来の目標と育英資金を活用して学びたいこと
- ・ 字数：800字程度（400字詰め原稿用紙2枚程度）
- ・ 別途指定する期日までに、教育総務課へ提出（郵送、持参どちらでも可）

〈面接試験（清水安三育英資金）〉

- ・ 面接の日時は、別途指定します（例年8月中）。
- ・ 当日は、基金出資者である清水安三先生に関する質問があります。
- ・ 事前に、清水安三先生の生涯を綴った書籍「石ころの生涯」を送付しますので、面接当日までに一読ください。

(3) 貸付の確定

正式な決定については、進学した学校の在学証明書および借用書の提出後に通知します。

6. その他

(1) 各種届出（貸付決定後）

奨学生または返還義務者は、次のいずれかに該当するとき、直ちに届け出てください。

- ① 休学、復学、転学または退学したとき。
- ② 貸付けを辞退するとき。
- ③ 住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき。
- ④ 連帯保証人、保証人を変更したとき、または住所等に変更があったとき。

(2) お問い合わせ先

各種届出や申請に関しては、以下までお問い合わせください。

高島市教育委員会事務局 教育総務部 教育総務課 奨学金担当
(高島市新旭町北畑565番地 高島市役所 新館2階)

T E L 0740-25-8558

F A X 0740-25-8145

M A I L kyo-i-somu@city.takashima.lg.jp

(全て半角小文字)